ロ　役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九十八条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて特定継続的役務の提供を受けようとする者等の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項に掲げる方法は、役務提供事業者又は販売業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

（令第二十六条第三項の規定による確認）

第百一条　令第二十六条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

（法第四十二条第五項の主務省令で定める方法）

第百二条　法第四十二条第五項の主務省令で定める方法は、第九十七条第一項第二号に掲げる方法とする。

第百三条～第百五条　［略］

（特定継続的役務提供における禁止行為）

第百六条　法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

［条を加える。］

［条を加える。］

第三十七条～第三十八条　［同上］

（特定継続的役務提供における禁止行為）

第三十九条　法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

［一～七　同上］

八　法第四十二条第四項の規定により同条第一項、第二項又は第三項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ　特定継続的役務の提供を受けようとする者等の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第四十四条第一項に規定する行為を除く。）

ハ　威迫して困惑させる行為（法第四十四条第三項に規定する行為を除く。）

ニ　財産上の利益を供与する行為

ホ　法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ　第九十九条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等に不当な影響を与える行為

ト　第九十九条第三項の確認をせず、又は確認ができない特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し電磁的方法による提供をする行為

チ　偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

［号を加える。］